

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第106期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	理研計器株式会社
【英訳名】	RIKEN KEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩澤 忠
【本店の所在の場所】	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 小林 久悦
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1121
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 小林 久悦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第3四半期 連結累計期間	第106期 第3四半期 連結累計期間	第105期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (千円)	14,805,260	15,181,382	20,043,638
経常利益 (千円)	2,189,852	1,931,341	3,121,275
四半期(当期)純利益 (千円)	1,402,397	1,146,334	1,885,760
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,372,888	1,050,866	1,854,354
純資産額 (千円)	23,564,668	24,699,306	24,045,278
総資産額 (千円)	31,441,777	32,500,372	32,673,104
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	60.40	49.38	81.22
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.9	76.0	73.6

回次	第105期 第3四半期 連結会計期間	第106期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.20	9.28

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 第105期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等は行われておりません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興に向けて一部に回復の兆しが見られましたが、欧州の財政不安の深刻化による世界的な景気の停滞や円高の進行等が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する産業防災保安機器業界におきましても、緩やかに上向いていた主要顧客の設備投資に慎重姿勢が出てきており、企業間競争も激しさを増したことから、厳しい経営状況で推移しました。

このような環境の下、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は1億5千1百万円（前年同四半期連結累計期間比2.5%増）、連結営業利益は1億7千6百万円（前年同四半期連結累計期間比16.3%減）、連結経常利益は1億9千3百万円（前年同四半期連結累計期間比11.8%減）、連結四半期純利益は1億4千6百万円（前年同四半期連結累計期間比18.3%減）となりました。

（2）財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産につきましては、前連結会計年度末と比較して1億7千2百万円減少し、32.5億円（前連結会計年度末比0.5%減）となりました。流動資産につきましては、前連結会計年度末と比較して3千万円増加し、22.0億1千2百万円となりました。これは主に、たな卸資産が3億8千6百万円増加した一方、現金及び預金が1億2千2百万円減少したこと及び売上債権が2億5千万円減少したことによるものであります。固定資産につきましては、前連結会計年度末と比較して2億3百万円減少し、10.4億8千8百万円となりました。これは主に有形固定資産が1億8千6百万円減少したこと及び無形固定資産が2千6百万円減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の負債につきましては、前連結会計年度末と比較して8億2千6百万円減少し、7.8億1百万円（前連結会計年度末比9.6%減）となりました。流動負債につきましては、前連結会計年度末と比較して5億4千1百万円減少し、5.8億6百万円となりました。これは主に、未払法人税等が6億9千7百万円減少したことによるものであります。固定負債につきましては、前連結会計年度末と比較して2億8千5百万円減少し、1.9億9千4百万円となりました。これは主に、長期借入金が2億9千7百万円減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して6億5千4百万円増加し、24.6億9千9百万円（前連結会計年度末比2.7%増）となりました。これは主に、連結四半期純利益1億4千6百万円を計上した一方、剰余金の配当金支払い3億9千5百万円により、利益剰余金が7億5千万円の増加となったことによるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は東京証券取引所市場第一部において取引されている上場株式であることから、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主が買収提案の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買収の条件等がその対象となった会社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不相当であるもの、買収の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような買収を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同利益の向上のために、次のような取り組みを実施しております。

() 中長期的な企業価値・株主共同利益向上への取り組み

当社は、「人々が安心して働ける環境づくり」を経営理念として掲げ、各種爆発事故防止をはじめとし、排気ガス規制、CO₂測定など環境保全ニーズにも幅広く対応したガスセンサー技術のパイオニアとして社会に貢献するとともに、「安全」を供給する企業としての責務を果たすべく、機器の販売のみならず、販売後の保守・点検及びガスを検知するセンサーの交換など定期的なメンテナンスにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、現在、当社の主力製品である産業用ガス検知警報機器は、半導体・液晶、石油化学、建設、電力・ガス、鉄鋼、造船等の幅広い業種にてご利用いただいております。

また当社では、経営方針として、

- a. 技術の開発と経営の合理性から適正な利益を追求し、持続的な発展を目指す
- b. お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献する
- c. 株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報いる
- d. 取引先には、安定した取引を目指し共存共栄を図る
- e. 従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報いる

を掲げ、国内のトップメーカーから世界のトップメーカーへの飛躍を目標として日々邁進しております。この目標を達成するため、(ア)競争力(価格・技術・品質)の強化、(イ)販売サービス体制の拡充という2つの観点から次の具体的施策を推進しております。

まず、(ア)競争力強化の具体策としては、自社独自の技術による新製品の開発により「多機能化・小型化」、「操作性・メンテナンス性の向上」、「高信頼性」を実現する製品差別化戦略を推進しており、これにより、価格・技術・品質面での競争力のさらなる強化を目指しております。

次に、(イ)販売サービス体制の拡充については、全国各地に営業所及びサービス会社を配置し、運用面での技術指導から保守点検に至るまでの万全なサービスネットの構築を推進しており、ユーザーニーズをすばやくキャッチアップする体制のさらなる強化を目指しております。

() コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同利益向上への取り組み

当社では、適切な企業集団の形成を図るため、次のとおりコーポレート・ガバナンス体制をとっております。

- a. 当社の取締役会は、7名の取締役からなり、迅速かつ適切な意思決定を行うため、定期的に取り締役会を開催する他、全取締役、執行役員及び各部門長で構成する経営企画会議を毎週開催し、経営・研究開発・生産・販売・品質管理・情報管理を中心とした業務全般に亘る意思決定と業務執行の迅速な対応を図っております。
- b. 執行役員制度を導入し、経営組織の効率化と責任の明確化を図っております。
- c. 当社は監査役制度を採用しております。監査役会は監査役4名で構成されており、内3名は社外監査役であります。監査役は取締役会、経営企画会議その他重要な会議への出席並びに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施して、取締役の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況についても常に監視する体制となっております。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成21年6月26日に開催された当社定時株主総会において株主の皆様にご承認を賜り、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入しております。

その概要は以下のとおりです。

() 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

() 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる大規模買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

() 特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

() 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書・必要情報の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、大規模買付の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただき、当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

b. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ開示いたします。

c. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、特別委員会が発動の決議について株主総会の開催を要請する場合は、当社株主総会を開催することとします。

() 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、例外的に、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会を開催し株主の皆様の承認を得た上で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

() 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期間は平成24年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までの3年間とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については当社定時株主総会において承認可決を得ることとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、a. 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、b. 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

() 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

() 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株主に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。本プランの導入は、平成21年6月開催の当社第103回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

() 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成21年6月開催の当社第103回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効しており、その導入について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、導入後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

() 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

() デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は7億9千3百万円であります。なお、当第3四半期累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	23,661,000	23,661,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	23,661,000	23,661,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	23,661,000	-	2,565,500	-	2,545,508

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 404,700	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,240,300	232,403	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 16,000	-	-
発行済株式総数	23,661,000	-	-
総株主の議決権	-	232,403	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、100株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
理研計器株式会社	東京都板橋区小豆沢 二丁目7番6号	404,700	-	404,700	1.71
計	-	404,700	-	404,700	1.71

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,142,695	8,019,730
受取手形及び売掛金	8,323,941	8,073,312
有価証券	600,696	601,000
商品及び製品	1,805,923	2,011,754
仕掛品	1,637,148	1,655,298
原材料及び貯蔵品	584,055	746,262
その他	900,098	916,182
貸倒引当金	13,091	11,389
流動資産合計	21,981,469	22,012,151
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,155,886	2,031,985
機械装置及び運搬具(純額)	139,147	114,936
土地	4,022,419	3,992,330
建設仮勘定	216,654	146,441
その他(純額)	537,722	599,160
有形固定資産合計	7,071,829	6,884,854
無形固定資産	559,483	533,119
投資その他の資産		
投資有価証券	2,376,496	2,264,192
その他	721,449	835,208
貸倒引当金	37,624	29,153
投資その他の資産合計	3,060,321	3,070,246
固定資産合計	10,691,634	10,488,220
資産合計	32,673,104	32,500,372

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,662,068	2,782,566
短期借入金	1,097,385	1,257,180
未払法人税等	897,598	200,445
賞与引当金	454,356	335,055
製品保証引当金	88,643	115,273
受注損失引当金	12,516	44,130
災害損失引当金	8,262	-
その他	1,126,930	1,071,449
流動負債合計	6,347,761	5,806,101
固定負債		
社債	400,000	400,000
長期借入金	942,760	645,375
退職給付引当金	101,768	157,958
負ののれん	31,054	19,409
その他	804,480	772,221
固定負債合計	2,280,063	1,994,964
負債合計	8,627,825	7,801,065
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,565,500	2,565,500
資本剰余金	2,826,219	2,826,219
利益剰余金	18,612,502	19,363,477
自己株式	256,715	258,194
株主資本合計	23,747,506	24,497,002
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	445,705	386,555
為替換算調整勘定	147,932	184,251
その他の包括利益累計額合計	297,772	202,303
純資産合計	24,045,278	24,699,306
負債純資産合計	32,673,104	32,500,372

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	14,805,260	15,181,382
売上原価	8,599,946	9,202,280
売上総利益	6,205,314	5,979,102
販売費及び一般管理費	4,070,265	4,192,981
営業利益	2,135,048	1,786,121
営業外収益		
受取利息	5,354	3,817
受取配当金	40,267	42,668
負ののれん償却額	11,645	11,645
持分法による投資利益	91,714	98,854
受取保険金及び配当金	24,975	12,141
雑収入	38,251	34,451
営業外収益合計	212,210	203,578
営業外費用		
支払利息	37,340	38,816
為替差損	115,288	16,098
雑損失	4,777	3,443
営業外費用合計	157,406	58,358
経常利益	2,189,852	1,931,341
特別利益		
固定資産売却益	71	-
投資有価証券売却益	-	199
特別利益合計	71	199
特別損失		
固定資産売却損	105	14,394
固定資産除却損	3,218	-
災害による損失	-	8,155
貸倒引当金繰入額	1,750	950
投資有価証券評価損	10,000	6,115
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,468	-
特別損失合計	16,542	29,614
税金等調整前四半期純利益	2,173,381	1,901,926
法人税、住民税及び事業税	670,560	545,362
法人税等調整額	100,423	210,229
法人税等合計	770,983	755,591
少数株主損益調整前四半期純利益	1,402,397	1,146,334
四半期純利益	1,402,397	1,146,334

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,402,397	1,146,334
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,082	59,111
為替換算調整勘定	22,951	37,583
持分法適用会社に対する持分相当額	18,639	1,226
その他の包括利益合計	29,509	95,468
四半期包括利益	1,372,888	1,050,866
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,372,888	1,050,866
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.70%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。 この税率変更により、流動資産の繰延税金資産(「その他」に含む)は5,000千円減少し、固定負債の繰延税金負債(「その他」に含む)は17,960千円減少しております。また、法人税等調整額は17,495千円増加し、その他有価証券評価差額金は30,454千円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれん除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	446,549千円	530,246千円
負ののれん償却額	11,645千円	11,645千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	197,691	8.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	197,688	8.5	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	197,681	8.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	197,677	8.5	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当社グループの事業は、各種産業用測定機器の製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	60円40銭	49円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,402,397	1,146,334
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,402,397	1,146,334
普通株式の期中平均株式数(千株)	23,219	23,215

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....197,677千円

(ロ) 1株当たりの金額.....8円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月5日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

理研計器株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井新太郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原 健	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている理研計器株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。